

請願の原稿A

「学校施設整備基本計画」のp 40, 41の施設一覧を見て（特に特別教室など）

- ・理科室の数について・・・相良3・榛原4
- ・芸術教室の数・・・図工室1・美術室1
- ・技術室の数・・・木工室1・電気室1
- ・音楽室の数・・・前期用2・後期用1
- ・家庭教室の数・・・調理室1・被服室1
- ・体育館の数・・・大1・小1
- ・グラウンドの数・・・大小
- ・プールの数・・・大小

この数を見ただけでも現実的にどう授業を展開していくのか理解ができません。

現在の中学校教育を考えても理科室は各学年1つつ、美術室は2、音楽室は2は必要です。

これに、小学生が利用するとなると、とても対応できるとは思えません。

また、体育館、グラウンドなども同じです。各学年、学級が十分に使えるとはどうしても思えません。

「9年間の教育活動が充実する環境」の中に、「学年ごとの授業開始時間の違いや後期課程の定期試験時の遮音対策など、9学年の教育課程に配慮した配置や動線、建具等を工夫します。」とありますが、具体的にどうするのか、明確にはなっていない点が不安です。

また、教職員の負担もかなり大きくなるのではないかと予想されます。現在でも十分な教員の数確保されていないのに、更に定数が減らされ教師の負担が大きくなるのではないかと懸念されます。特に小学5年生より、教科の専門授業をするということになれば、なおのこと、この課題は大きいものとなります。